

辺野古新基地建設に反対し

普天間基地の無条件返還を求める決議

- 1 私たち青年法律家協会弁護士学者合同部会は、普天間基地返還・辺野古新基地建設問題について、2009年11月19日「普天間基地の早期無条件返還を求める議長声明」を発表し、2010年5月14日には「日本政府は米国に普天間基地の無条件撤去を求めよ」とする全国支部代表者決議を、同年12月4日には「沖縄県知事選挙の結果を踏まえ、日本政府は普天間基地の無条件撤去を求めよ」とする拡大常任委員会決議を公表してきた。

しかしながら、いまだに、日本政府は沖縄県名護市辺野古に新基地建設を強行する構えを崩しておらず、普天間基地の返還も実現していない。

- 2 2010年4月25日に開催された沖縄県民大会には県内外から9万人を超える人々が集結し、党派を超えて「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める」声が県民の総意であることが明らかにされた。

また、2010年11月28日に実施された沖縄県知事選挙においても、これまで条件付き県内移設容認であった現職の仲井真弘多知事が県外移設に態度を変えて再選を果たし、2012年6月10日に実施された沖縄県議会議員選挙では、すべての候補者が県内移設に反対する態度を表明した。

さらに、同年5月に行われた世論調査においても、辺野古基地建設に反対する県民は84%に達し、海兵隊の沖縄駐留が不要であるとの意見も71%となっている（5月31日付琉球新報）。

このように、普天間基地返還を求め、辺野古新基地建設に反対する県民の声は一貫している。

- 3 しかし、政府(沖縄施設局)は、2011年12月、沖縄県に対し、辺野古に代替基地を建設するために環境アセスメント評価書を提出しており、今後は、沖縄防衛局を起業者とする公有水面の埋立承認申請がいつ行われるかが焦点となる。この埋立承認申請については、申請前から、知事の反対を回避するために、「地方自治法に基づく代執行」や「特別措置法の制定」が取りざたされている。

このような手法をとることは、県民の意思を踏みにじる暴挙である。日本政府は、沖縄県民の総意に反する辺野古新基地建設計画を撤回し、埋め立て申請自体を行ってはならない。

さらに、2012年2月、日米両政府は、共同報道発表を行い、「両国は、沖縄における米軍の影響を軽減するとともに、普天間飛行場の代替施設をキャンプシュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することに引き続きコミットしている」とされ、辺野古新基地建設を継続する意思を明らかにした。

沖縄県内に普天間飛行場の代替施設を建設することによって「沖縄における米軍の影響を軽減」することはできないことは明らかであり、このような詭弁を弄すること自体、

沖縄県民を愚弄するものであり許されるものではない。

- 4 沖縄県民は、1996年に橋本クリントン合意及びSACO合意によって普天間基地の返還が表明されて以降、辺野古移設をめぐる日米両政府に翻弄されてきた。

沖縄県内には、国内の米軍専用施設の74%が集中している。その負担の軽減のためには、普天間基地の無条件撤去そして辺野古新基地建設断念が何より必要であることは明らかである。海兵隊部隊のグアム移転が実現されれば、沖縄に海兵隊の航空基地は不要となり、代替施設を要求する理由もなくなる。基地負担の押し付け合いではなく、普天間基地の早期無条件返還こそが、米兵犯罪や基地騒音、事故など甚大な被害をこうむっている沖縄県民の平和的生存権（憲法前文、9条、13条）を回復する唯一の途である。

また、そもそも米軍、とりわけ侵略的性格の強い海兵隊が沖縄に駐留し続けること自体、戦争を放棄し、武力行使と戦力の保持を禁じた日本国憲法9条に反するものである。

- 5 私たち青年法律家協会弁護士学者合同部会は、憲法を擁護し平和と民主主義及び基本的人権を守ることを目的として1954年に設立され、以来、一貫して平和と民主主義を守る活動を推し進めてきた。私たちは、設立の趣旨に立ち返り、日米両国政府に対し、沖縄県民の基地負担を真に軽減し、橋本クリントン合意及びSACO合意以来の16年におよぶ不毛な議論を解決するため、代替施設の提供を条件とする普天間基地の返還ではなく、普天間基地の早期無条件返還を強く要求するものである。

2012年6月30日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第43回定時総会